

## 2023-2024 年度 第 7 回法人推進委員会アジェンダ

日時 2024 年 01 月 18 日 (木) 19時から20時30分まで

方式 ズームによるビデオ会議

<https://us02web.zoom.us/j/84881718964?pwd=VFFROCtrK3BMbXNwdnZZMlhoOUZWdz09> ミー

ティング ID: 848 8171 8964 パスコードを設定する: 807058

出席 (敬称略)

委員長 佐藤重良 □副委員長・大久保知宏・宮内友弥・板村哲也  
・大澤和子・大澤篤人・衣笠輝夫・栗本治郎・車塚 潤・齋藤宙也・鈴木伊知郎・辻 剛  
・深尾香子・藤原一正・若木一美・山本俊一

職責委員 大和田浩二書記 小林隆事務所長 (合計 18 名)

欠席

オブザーバー 山田公平理事(1名)

\*委員会 メンバーは18名 18 名出席予定(過半数)

座長 佐藤重良 記録 衣笠

### 資料

- ① 前回の議事録案(第 6 回)
- ② アンケートまとめ表
- ③ 一社補助金・助成金申請フロー図
  - ・①一社経理規定
  - ・②一社決裁権限表
  - ・③押印規定(板村案)
  - ・④一社常任理事会(組織図)
- ④ 東日本区として取組事業の検討
  - ・①FS たたき台 アンケートの中の実例をもとに No.5
  - ・②メタノイア関連新聞記事
- ⑤ サポートチームメンバー表(A、B)

### 進行

1. 報告事項 出席者から発表  
資料の説明

#### 2. 議事

- 1 号 前回議事録の説明および承認(佐藤)資料①
- 2 号 アンケートまとめ表について討議 資料②
- 3 号 FS(実行可能性)評価について No.5 留学生作文コンクールを取り上げる  
資料④-①
- 4 号 メタノイアとの取り組みについて 資料④-②新聞記事参考
- 5 号 事前協議と押印規程について 資料③フロー図参考
- 6 号 規程修正についての起案  
○経理規定 印章と通帳の管理について(一社経理規定 21 条および 22 条)

○決裁権限表(経理規定 第 19 条 4-6 に「助成金申請」を加えるか)

○組織として「常任理事会」をつくるか?

7 号 法人推進委員会任期後について(2024 年 6 月 30 日まで)

8 号 一社理事のスリム化検討 (案)

9 号 一社の事業に関して専門家(弁護士、会計士、税理士など)への支払いについて  
費用計上

[第7回法人推進委員会 採決記録表]

決定事項	OK	NG	意見
1-1 サポートチームAについて ◆資料⑤-A			
1-2 サポートチームB(エリア) ◆資料⑤-B			
2 一社規程マニュアルの作成(見直し) ◆資料③-①~③-② ・経理規定、決裁権限表の見直しについて、 文献・組織委員会で作成してもらう。 ・押印規定については、精度を高めて文献・ 組織委員会に提出。			
3 常任理事会の実施について~任意団体の 常任役員会と同様。タイムリーに適時開催 する。			
3-2 助成金申請については、審査委員会と して、常任理事会(理事、次期理事、直前理 事、書記、会計)に加えて、発案者(クラブ会 長)と該当する事業主任も参加			
4 法人事業推進のためのマニュアル・規定 類の作成・板村さん ①押印規定 ②稟議規程 など			
5 法人推進委員会の今後 →今年6月末以降について 他の委員会に移管する 例)文献・組織委員会 Change2024として再スタート			

## 2023-2024 年度 第 6 回法人推進委員会議事録案

日時 2023年12月21日(木) 19時から20時30分まで

方式 ズームによるビデオ会議

出席 (敬称略)

委員長 ○佐藤重良 □副委員長 ○大久保知宏 ○宮内友弥 ○板村哲也  
○大澤和子 ○栗本治郎 ○鈴木伊知郎 ○辻 剛 ○深尾香子 ○山本俊一

職責委員 ○大和田浩二書記 ○小林隆事務所長 (合計12名)

欠席 大澤篤人・衣笠輝夫・車塚 潤・齋藤宙也・藤原一正・若木一美 (欠席6名)

オブザーバー 山田公平理事 (1名)

\*委員会 メンバーは18名 12名出席 (過半数)

座長 佐藤重良 記録 山本事務

## 資料

- ① 前回の議事録案 (第5回)
- ② アンケートまとめ一覧表
- ③ 各種ルールについて (板村)

## 進行

1. 報告事項 出席者から発表  
資料の説明

## 2. 議事

- 2-1 書記の任命 山本事務
- 2-2 前回議事録の説明と承認 (佐藤) 19:15 承認
- 2-3 アンケートについて
- 2-4 押印規定について

[アンケートについて]

(佐藤) No.13 東新部 今井部長よりメタノイアの取り組みについて こういう活動が、東日本区として、部として検討する価値がある。山梨県中央市、工場地帯で、外国人労働者が多い。田富小学校 349名中 16%が外国人子女 55人。この中央市というところは、これは大変だということで、民間の補助金を活用して田富地区に、児童会館を利用し、放課後児童サービスをスタートさせる、行政が。やらざるを得ないことになっています。早速山梨 YMCA にこれを事業として出来ないか、と理事長に進言。行政がやるから予算もある。それを山梨 Y としてできないか、と、理事長に話した。法人推進委員会でやるべきことかどうか?道筋をつけて、各クラブ、各部で YMCA とやるのか。

注目するメタノイアの活動を支援することに議論したい。

(大久保) アンケートの内容を見ると事業個々については法人推進委員会で検討することではないが、全ての事業に対応する助成金、補助金制度を検討するようにしたらどうか。こういう事業であれば、このタイプの補助金、とか。道筋を示したらどうか。



(佐藤) 同感です。個々に 30 の案件をではなく、「コンサート」であれば、こういうカタチの補助金をつかったら、とかがいいのではないかと。甲府 21 のベビーカーコンサートは大澤和子さんから言われてすぐに提案しました。

(大澤和) 当確かどうかかわからないのですか？

(佐藤) 2 月か 3 月に結論が出ると思いますが・。モデルとして合格して欲しいと思います・

(大澤和) 私、書いたのですが、届かなかった。みなさん仰る通り、道筋を示す、でいいと思います。埼玉県狭山市というところで協働事業の審査をしていますが、NPOとか団体に、市役所から定期的に情報を流しています。こういう支援金があります。説明会がありますよ。うちの団体でもあてはまる、と思ったら、説明会に出たり助成金申請をしています。

(佐藤) 助成金申請の講座を聴いてましたか？

(大澤和) 私も出ました。

(佐藤) 情報が欲しいというのが多かった。推進委員会としては情報を集めていきたい。

(深尾) 情報が欲しいという方にはまずはお知らせすること。ちょっと難しいかも知れませんが、各自自治体、社協さん、でもサイト（HP）をもっているところもある。あなたの地域であれば、これをみたらいいですよ。というのを伝えることが出来ればいい。窓口を教えてあげるといことです。メタノイアは、山梨の例を挙げてもらいましたが、その通りだと。日本全国おなじように動いている、と。我々ワイズが。クラブとして存在しているところをなめてみて、そこにどれだけ困っているお子さん方がいるのか、調べて取り組みたいと思います。メタノイア冬号（レポート）が到着しましたので皆さんと共有しようと考えています。

(佐藤) 東新部でもんでいただき。法人推進委員会として何ができるか検討していきたい。

(宮内) やっぱり情報提供・私の方も情報が欲しい。成功例を皆さんに知らしめることが効果が非常に大きいと思います。モデルケースとして、この法人推進委員会どの案件を取り上げるか、ということについては、例えば、私のクラブの場合には、まだ具体的な取り上げ方が煮詰めきってないのでモデルとしては時期尚早かも。この 30 の中から具体的に煮詰めておられるクラブ・部の案件をピックアップすべきかな、と思っております。

(佐藤) 有り難うございました。当てはまりそうな助成金の情報をクラブにフィードバックすることを事務員にやらせます。さきほどのキリン福祉財団のような情報です。有り難うございました。

(辻) 法人推進委員会では、中身についてではなく。補助金を必要としているクラブに、補助金を獲得するための手立てを示すことだと思います。東日本区事業委員会が 4 つありますから、中身については、そこで検討することか。補助金を必要としている事業の検討は 4 委員会で検討してもらい。そこで補助金が必要であれば、法人推進委員会が最大のお手伝いをする・のがいいと思います。

(佐藤) 当初より CS・Y 事業委員会ともやるように、心掛けています。このアンケートの内容は、廣田さんにもお伝えしております。中身には法人推進委員会がやることではなく、その中で。補助金をすることのサポートを法人推進委員会が・。

(辻) CS・Y 事業委員だけではなく、他の委員会でも視点を変えて検討してもらいたいことがあると思います。なのでこのアンケートの結果も他の 4 委員会にも出した方がいいです。

(大澤和) クラブが単体で助成金を取る場合には、甲府 21 のキリンのようにわりと気軽にとれると思いますが、4 事業委員会ということになると、印章管理も話題になりましたが、これを決めてそれから事業委員会に。つまり、クラブではなく東日本区として助成金を取る場合にはハードルが高いですね。

(佐藤) 一社で申請するには、会計管理、運営、印章などいろいろ難しい。

(大澤和) 前回はもめていたので、ユースについてまだ申請できないなと思っていました。

(佐藤) 板村さんに登場いただいてシステムを簡単にしていきたい、と思います。一社にしたら難しくなったという印章は払拭したいですね。一社じゃなければ受けつけられないという大きなプロジェクトもありますから。そういうのは全力を挙げて支援したいですね・

(栗本) アンケート・私も出したのですが、書記で止まっているようですね。私の経験では、助成金を受けたのは、YMCAを通じて宝くじ協会からテントをもらいました。一番大きいなのは、組み立て式のプール(当時300万以上)をもらいました。が、プールですので置くのに大変、管理も大変。水道代も。近年3年前から、ランタンフェスティバル・。これはワイズだけじゃなくて、町内会との合同事業。町おこしのイベントをやるということでももらいました。3年間やらないといけな。今年3年目になります。町おこしイベントをやっています。その他にも町内には電灯をLED化する、とかありますね。情報さえあれば色々使えると思います。実は熱海クラブで、スキーとかキャンプで50万円ぐらい持ち出しになってしましますが、メンバーからの調達では(現在38名になってしまっており)難しくなっています。助成金の情報が一番欲しいんじゃないでしょうか。

(佐藤) 市、県とかの補助金・助成金がある、と思います。市議員と連絡をする、とか。他の団体は、足繁く通って、手に入れているようです。そこを開拓していくのも法人推進委員会から知恵を教えるあげること大切ですね。各クラブにあった情報をフィードバックしていきたいですね。49:19

[押印規定について]

(佐藤) 実際に助成金申請となった場合について、板村さんからご説明いただきたいと思います。よろしくをお願いします。

(板村) 最初に申し上げることがあります。前回「至急捺印しなくてはならない事案が出たらどうするか」と言うことで、その印鑑を押印することについての規定を作らないといけなということだと思います。しかし、「捺印自体の取り決め」はあまり重要ではなく、一般の会社などでは、まず定款があって、所属があって、職務権限とか稟議の規定いろいろ出てきて、経理規程なんかがあり、その下のレベルぐらいで印鑑に関する規定というふうに出てきます。本来ならばそういった上層部の規定を整えた上で、この印鑑をどう使うかということにならないといけなと思います。

(ワイズには) 上層部が抜けています、今までにない。1つには、任意団体には稟議がありませんでした。意志決定は、「クラブ」なり「部」なり「区」がやっているのですね。「権限移譲」というのはありません。一般企業では大きな会社では部長なり役員なのか課長なのか、権限委譲がされて権限の中で決裁しているというのが実態です。我々のこの一般社団はそういう組織にはなっていない。ご存知のとおり一般社団の組織は、会員が個人ではなく「クラブ」になっています。で、そのクラブの上にあるのはもう理事会しかないのです。一般社団の中には、「部」とかそういう概念はありません。会員はもう直接理事会に繋がっていることになってしまっていて、その会員はクラブであり、個人じゃない。まあそういう状況で、「会員」と「理事会」の間に、その決裁をするような人が存在しない。そういう組織になってない。もちろん、その権限委譲のことも何も作っていません。一般社団でとにかくお金のことが大事だからということで、経理に関する規定は作りました。しかし、それ以外の「意思決定」に関する規定というのはないのですね。そういうのを置いといて、いきなりその印鑑規程だけやろうってことで、かなりの無理があるのです。後から出てきますけども、『じゃあこれは誰がその認証するんだ』と言うようなことが出てきます。斎藤さんから色々ご意見いただいていますけど、やっぱり同じようなことですね。問題は、その誰がその権限を持って決めるのだということが定まっていなわけです。53:50だから印

鑑よりも、本来はそっちの方が大事なんですけども、そちらをまあ置いといて、これをとりあえず、私はこの担当だったわけですけどね。本来ならそのもっと大きなところを決めるべきだということです。

今回やるってなったのは、まさに、この12月、1月にでも、すぐにその一般社団の理事長印を使わないといけないという事があるので、ここを急ぐということで、上の方を飛ばしてやったということになってるんですね。非常に、どうするんだということが出てきます。私自身も作りながら疑問に思っております。この押印規程と一緒にその上層階層のいろんなルールも作るかって考えたのですが、これまでやってきた「任意団体」のワイズの中で、こういったものが今まで機能したことないですし、そういう方もいない。そこにそういうルールを持ち込んでしまうと、今でも大変なものをもっと煩瑣になってですね、何がなんだかわからなくなってしまいますよね。皆さんやらなくなってしまいますね。一方「一般社団」の方も同じで、一般社団の方は法的な立場を使うときに使うことということで、できるだけ内容は簡素化して作っているものです。従いましていろんなルールも今のところ作ってない。定款と経理規定ぐらいしか置いていないというところなんです。そこにじゃあそういうそのいろんなルールで作るとなると、一つだけで終わらなく、関連するルールがいっぱい出てくるんですね。そういうものをいろいろ作っていくことがいいのかどうか、ちょっと疑問があって、ちょっとこれはやめた方が良いのかなというふうに個人的には思っている次第です。目的が、単にその助成金の活用というためだけに、年に何回活用するかわかりませんが、そのためにものすごくいろんなその普通の民間企業なみのいろんなルールをこう作るってことの効果と、費用対効果と言いますが、その費用というのは時間と労力という意味ですが、それと効果がどうなんかなってということがあって、ペンディングしています。ペンディングのままの印鑑規程に入っています。56:20

という事で、前置き長くなりましたけれども、この印章規程についてご説明いたします。

第1条目的、この規定は、一般社団法人ワイズメンズクラブ国際協会東日本区、当法人というにおいて使用する印鑑の作成管理及び押印について必要な事項を定める目的とする問題になってます。印鑑を一般社団の理事長の印鑑でございますのであくまで、これに絡む印鑑ということで、任意団体ではないとあくまでこの規定は一般社団ということのベースで書いている規定です。

第2条定義 この規定でいう印章とは、当法人において発行または受理する対外的文書、証憑に押印して、直接的、あるいは間接的に当法人の権利義務を発生するさせる証とするもの、ということで、これ権利義務というのは、当面の問題はその助成金なんですけど、必ずしもそうじゃないまあ、汎用性になることになるといろんな契約をしたり、届けはもちろんですけども、お金の絡む以外のいろんな権利義務っていうのが出てくる可能性があります。そういったものも含めて、その印鑑を押すということになっています。ところで、注意書きとして「金銭的なものだけとは限らない」とあるのもそこなのですが、具体的に何があるかっていうのは、これはまあやってみないとわからない、というところがありますし、この小さな一社の中で、果たしていろんなそのケースが出ているかどうかという問題あります。

第3条印影。ハンコそのものは印章と言いますよね。で、押したものが印影と言います。だから朱肉の着いた丸とか四角のこれはあの印鑑じゃなくて印影と言います。印影は法人と銀行印。代表的なとしてはこの二つになるでしょうと。両方とも同じもの使ってもいいんでしょうけど、あと前回鈴木さんが仰ってましたけども、借り入れとかには理事長の個人の実印も要ってなっています。まあ、それはその必要なときに使うということで、この法人として管理するので、個人の実印については、ここから省いてます。場合によっては。権限委譲が出てくると、そなんとか理事印とかいろんなことということになるのかもしれない。現在はとりあえずこの二つと言うことで想定しております。

第4条作成ですね。印章の作成、改刻及び廃止の必要が生じた場合は、理事会の承認を要する。この場合、理事会と言っていますが、これあくまで一社ですね。一社の機関決議、大きな決議をするのは理事会しかございません。ということで、理事会の承認を要する、とならざるを得ないですね。あとは、会員総会となりますけど、普通そこまでやりませんので、改廃は理事会の承認になります。

第5条ですね。管理責任者これについて斎藤さんからコメント入っていましたが、印章管理責任者とコメントありました。管理責任者は次の通り。今二つの印鑑があるという前提です。法人印は区事務所長が行う。銀行印は会計担当理事で、この規程より先にできました。東日本区経理規定第19条で銀行印は会計担当理事が管理すると書いていますので、それに合わせた表現となっています。それからやむを得ない事情により、この2人以外に代行者を定める場合は、理事長の事前承認を必要とする。理事長がいいのか理事会があるんですけれども、上部責任者ということで理事長としております。それも事前に承認してくださいよ。ということですね。続いて保管ですね。印章の押印及び保管は上記の第五条に定める管理責任者が行って、まあそうですね。だから印章はしないと使用しないときは、施錠場所に格納するなど厳格に管理しなければならない、管理に関する注意です。

第7条 これも一般的なことです。紛失盗難、毀損およびそれに伴う事故について。印章の紛失、盗難毀損、それに伴う事故発生の場合、管理責任者は理事長に遅滞なく報告しなければならない。

第8条 印章の押印を受けようとする者は、押印申請書に当該文書に係る決裁書を添えて理事長へ提出し、管理責任者に押印を請求する、ということで、つまり印鑑を押す書類が先にあるはずだ、ということです。その印鑑を押す書類の内容をみんなが了承しているのか、ということです。それがOKになっていけば、そこに一般社団の理事長印を押すということになるんですね。ですから、まずその印鑑を押すべき書類の内容が、ちゃんと手続きを捉えて作られたものかどうかということになる。そこで決裁書。まあ先ほども言いましたが、「権限移譲」がない。誰が決裁するのかということになります。役職が決裁できるんだったら、「役員会」「理事会」とかそういうもので決裁するしかないってことになってるんですね。それでは、スピーディーな事務処理ができないという問題も出てきます。第2項としまして、「押印」に際して決裁が必要な場合は、必要な場合ですね。毎回やれということじゃないんですよ。必要な場合、必要がない場合もあるかもしれないけど、ちょっと含ませてるんですけども、必要な場合は東日本区経理規定第19条の決裁権限一覧表ございましたね。決裁権限表に準じて決裁を受けた上で押印する。この内容はですね、経理規程なのであくまでもお金に関するものだけの決裁権限なんですね、それ以外の決裁権限、契約を結ぶとか、そういったことにする権限は言ってないんですよ。お金に関する権限だけなんですけども、まあ少なくともお金に関して決裁が必要な場合についてはこの表に準じて、この表をご覧になった分かりますけども結構ですね。細かく書いてまして、理事とかで常任とかそこまで一応やらないかんところがあつてですね。まあ、金額の非常にその日々の小銭的なものについては、まあ事務所長ぐらいでとっていますけれども。まあ大概の場合は、それぞれの決裁を得なければならないということです。だから決裁が必要でない場合は、どれぐらいあるのかわかりませんが、とにかくまあ、若干の逃げ道を作っておこうという意味で決裁が必要な場合というのはあえて言っているわけです。今申し上げましたのが、その青字のところ。その決裁権限表4-3「資金の調達及び運用」に助成金が該当すると、考えられなくはない。その調達というのは有利子もあれば、無利子もあります。寄附金をもらうというのがあります。寄附金をもらうというの、まあ調達のひとつと考えれば、助成金の申請はこれに該当するわけですよ。そうすると300万円。これ以上資金調達は300万以上と300万以下に分かれています。で、300万円以下も一応それなりの段階を経て承認を得ないといけない。ですから、助成金の額が290万でなくて仮に10万であっても、これに該当すれば、この手続

きを取らないといけないかんとすることになります。1:04:25 それを果たして実務的かどうか、その議論もあるんですよ。その辺も要検討材料ですから。次の第3項ですけども上記のですね。決裁権限表に定めのない事項、決裁権限表はお金に関することしか書いてないんですよ。で、まあ借入も含めましてね。まあ、債権債務とかそういうのも含めてお金に関するものですけども、それ以外に、例えばその契約を締結しないかんとか、役務契約とか労働契約とか、まあそういうようなことになった場合ですね、誰がその決裁するのかと。労働契約にしても、労働契約にしても理事長がハンコを押さないといけなくなれば、当然そういう問題が出てきますよね。まあ、今の一社でそういうのは権限移譲はありませんけども、汎用的な表現になると、やっぱりそのお金以外のことについても、決裁のことを決められないといけない、ということになります。一社の場合は繰り返しになりますけども、そういう権限委譲がないので、決裁できるのは今のところ理事会しかないという形ですね。一社の会員はクラブ。会員そのものにその決裁権限は今のところ認められていません。というか、そういうことを規定してませんので、会員そのままでは？となると必然的に時間もだから。そしたら理事会は月に4回しか基本的にやらないことになってるんで、何回やってもいいんですけどね。そんなしょっちゅうやってないってこともありますし、一社の方の理事会ですから。もっと大変だというふうになってきます。ここで一つ考えられるのは、一社の理事会の構成員は理事なんですけども、一社の理事というのは常任役員5名と事業主任4名と部長7名、計16名で構成しているわけですね。理事の権限がどこまであるのか。執行権のないとかで、何も決めないのでは理事が務まりません。黙ってても、理事はそれなりの権限あるんであろうと、まあ、一般的には表見代理であるというのかどうかわかりませんが、そういう権限があると考えれば、例えば。ある議案については、CS・Y事業主任がやっている一社の理事が決裁するとか、まあそういうふうな抜け道といいますかね。ことでも考えないとその決裁する人がいないとなってしまうんですよ。だから、この辺をちょっとどうするかというふうになっています。その話元に戻りますけれども、一社にしろ、任意団体にしろ、その権限の関する取り決めはないと一切ないと権限委譲もないと言う中で、こういうことを決めていかないかんとということになってるんですね。

第4項 まあ単純なんですけども、押印申請書は文書管理規程に基づいて保存する。保存する文章10年 保存7年5年とありますから、まあどれに該当するかは決めてないんですけども、押印して欲しいと言うふうに持ってきた書類はある程度一定の期間保存をすると言う規定です。それから印鑑の管理責任者です。どんなことで、どの印をいつ使ったか、ということ記録に残しておくということですね。これは不正防止とガバナンス上の問題です。

第9条 押印の省略書いてますけど、まあなんでもかんでもみんなハンコを押す必要はないと言うものがあると思います。これはまあ、今まで我々日常的にやっていることですね。理事長名であっても、理事長の印鑑を押さないということもあると。いうことで下記の1~4についてはですね、押印しなくてもいいというふうに書いてございます。

#### ▽第10条が抜けている？

第11条 不正防止のためです。勝手に理事長印を使ってないということをチェックする為に、理事長は月に1回、印章使用簿を検査しなさいよ、査閲しなさいよ、ということを書いております。

第12条 最後この規程の改廃は一社では理事会しか機関決定がありませんので、理事会で決定するというふうに書いてあります。以上は一社のことです。1:09:22

一社ということと任意団体が、もう頭の中でごっちゃになって、その考えておられるケースが多いです。一社の中でも任意団体と同じような行動で動いてるかということは、もう混在しているもんですか

ら、ついついこう疑問が出たり、誤解が生じたりするんです。一社のことしか考えてない。任意団体は忘れる。ということでこう考えていかないとややこしいことになります。一社の場合は機関決議は、理事会で、いきなりもうあとは会員しかないと言うふうな状況ですね。一社の印鑑しかなく、決裁権限もないということです。そこに「部」の構造とか発想とかをもってくるとまた混乱します。常任役員会も一社のほうにはごさいません。もう理事会しかないですね。で、その点以下はですね。逆にこう任意団体という立場で、ちょっともう視点を180度変えて、まあ、書いたんですけどもえっとその意思決定を誰がやるかということなんですけども、先ほどからお話ありますように、例えば、何かのそのベビーカーコンサートやる、フライングディスク大会やるというのは、その全部クラブが決めてるんですよ。もうクラブの段階で意志決定が済んでいるわけです。それをその「部」に上げて部が決めているということで、まあ「部」の助成金をもらうんだったら別ですけども、その企画（プロジェクト）そのものはそれぞれのクラブの中で意思決定・完結してるわけですよ。だから、上に上げて、上で意思決定を求める必要はないわけなんですよね。だから、ここに書いてみましょうね。実際にもう全部終わってしまっているということですね。逆にその任意団体ではクラブの意思決定にですね。これ、役員会とか常任委員会を関与してないということになります。一方で一社の方では法人印を使うということになれば、これは一社としての決定ということになるんで、この辺は全然分けて考えないといけない、ということなんです。実態は任意団体で決まって、形式的に、その助成金をもらうためなどで、形式的に一社の名前を使って形式的に一社の代表者の印鑑を使うということで、事務処理するんですけども、意思決定はもうクラブの段階で決まっている。その一社の役員会を待っていたらとてもだけど、そんなもん間に合わないとなると、ですね。先ほど言いましたように、まあ一社のほうでは形式的に理事がOKしたことにしておいて、任意団体の方では、常任役員会でやるのは実際的ではないかなと個人的に思っているわけです。で、このためにですね。いろんなその決裁ルールとか決裁権限とか稟議書とかと作っていったらですね、もう煩瑣になるばかりでですね、あまりその実際的ななかろうかと考えるわけです。今の東日本区任意団体の東日本区定款第9条第2項はですね、理事は緊急または役員会開催の間に発生した区の諸問題について審議執行するとなっています。例えば、その助成金のこれをやりたいと。で任意団体で決めただけけど、ついては一社のハンコが欲しいとなった場合は、任意団体の常任役員会です、まあ、この「書面の持ち回り」でもなんでもいいんですけども、それでOKとすることを出して、形式的に一社のハンコを使うということにするのが、まあ実際的ではないかなというふうに思います。だから任意団体の常任役員会に上がるというものは、その形式は、例えばこういう形式の申請書を出せっていうか、まあどこまで決めるかは別ですけども、まあ任意の内容でもいいでしょう。しまあ、ある程度の形式整ってればいいと言わないゆるい感じのですね。形で常任に上げてもらって常任がやるというふうなことでもいいんじゃないかなというふうにまあ、個人的には思います。実際に意思決定はもうクラブで決まってるんだよね。それ以上は何をするのってことになってきますから、それ以上はあくまでも。一社の名義貸し、名前を使う、一社の印鑑を使うってことだから、そこをその常任なり、あるいは一社の方の代表者が了解すれば、それで済むことと言うふうになってくるというようなことをちょっと書いてみた次第です。何回も繰り返すんですけども、本来あるべきその決算とか。権限移譲とか無いままですね、印鑑のことだけ先走って形になってるんで、そのために今の第8条の2項3項、ここら辺が、本来ならこの部分は先に決裁権限と権限移譲とかあればね。そこに話を持っていけば済むことなんです。そこが抜けたまま、この印鑑を押すということから、このちょっとややこしい内容。ちょっと皆様のお知恵を拝借してですね。これをどう解決したらいいのかなと思う次第です。私の方から説明以上でございしますが、ご質問とございましたらどうぞ。



(佐藤) ありがとうございます。まず二ページのですね。中村さん、あの二ページの2行目。これは東日本区経理規程とありますけれども一社の経理規定ですね？1：15：48

(板村) 経理規程は両方にも使えるように書いていますけど、一社の経理規定として作っております。

(佐藤) この書類は19条は一社ということですね。(板村 はい) その2番の青字のところですけども、仰る通り300万未満350万以上の理事会の決裁となっているのですね。もう煩雑でハードルが高くてですね。これ理事会をいちいち開いたんじゃ何のための一社だったろうか、と。簡略化してワイズを活性化するための一社じゃなかったのかということですね。逆方向で書類ばかり多くなっている。これ大澤さんに怒られて、じゃあ申請するのを止めちゃうから、まさにここの部分の経理規定を改定してですね、徐々に今、先ほど最後の方におっしゃられた常任役員会でまあ形式的にね、もうクラブで決まってるんですから。一社のその助成金をもらうためのメリットを生かすための活動ですから、常任役員会で通して、そしたらもうOKと。この規定は直せばいいことでしょうかね。定款にもなんでもないんだから。そうやって整合性を取れば、とにかく簡単にすることによってたらいかがかな、と思います。

(板村) 同感です。権限表を変えたほうが簡単だなと思っています。

(小林) ちょっとよろしいですか？実務担当している立場からお話をさせていただきます。大変素晴らしい規定を作っていただいてありがとうございます。これ完璧な規定で、もう非の打ち所がないんですけども、先ほどおっしゃったようにねいかに簡単にすること一番大事じゃないかなと私は思っています。先ほどの経理規程の中でね決裁権限表の資金の調達及び運用と言うところの権限規定のところですけども、資金の「調達」というのは、一般的に「融資を受ける」だとか「出資を受ける」とかそういう負債を抱える時の規程だと思います。だからこれだけ厳しいんですよ。今回の場合、負債じゃなくて助成を受ける、お金もらう方で借りるじゃないですよ。「融資を受ける」は「借りる」ですよ。「出資を受ける」も「借りる」。今度もらう方だから、まったく180度その権限っていうか価値が違うんですよ。だから、そこはこの同じ規定を運用するってことはいかななものかと思っています。

(板村) わかりました。

(小林) だから、もしもこれを運用するなら、この権限表に1つ加えて助成を受ける助成金を受ける場合にはという項目を1個加えればいいと思います。

(佐藤) 4-3のところ、そういうふうになればいいですね。

(小林) 私はあの助成金を受ける申請を、(事務所として受付)助成金を受けるハンコ押す場合には、常任役員会で決めていただいて、議事録に残していただければ、それが決裁になると思います。それだけでいいんじゃないかなというふうに思います。

(板村) ありがとうございます。前回鈴木さんが仰ったのだと思いますが、負債が生じる場合なんだけれども、相手はどこからでもいいのか？変な団体から金あげるよ、と。

(小林) それは一般的な考え方で、常任役員の方々のご意見で決めればいい、と思います。

(板村) その調達という意味でどこまで含めるね、考えられるのかって。すみません、ちょっと私もその辺あんまり自信はなかったんですけど。そうするとなんかその決裁権限というか、別の項目で、そういう助成を受けるっていうようなことを作らないといけないということですかね？

(小林) この規定を使うとするなら、ということです。

(佐藤) 4-3のところ、300万以上なんてありますから。そこのところに項目を増やして。どうですかね？

(板村) 4-6 とするとか。小林さんが仰ったように、全然性質の違うお金になるんでね。もらいきりの

お金になるんで。

(大久保) 小林さんのご意見に同意見です。資金の調達運用で処理するものではなくて、やはり助成金に関わるところで項目を設けていくべきだと思います。加えて助成金の場合にはそれに対する報告書などの要求なんかもあると思うので、そのあたりが重要になってくるのかなというふうには思う。あのそれは一社の名前で出した場合には、一社の名前で責任でその報告を出さなきゃいけないとかですね。その後の運用も出てくるので、これについてはまあ別項目にしたほうがまあいいのかなというふうには思う。板村さんも途中でお話があった「書面持ち回り」でもいいというお話があったと思うんですけど、まさに、会議体での承認っていうことは、会議のスケジュールによって、タイムタイムロスが発生してしまう。こういったものは昔ながらの制度にある「稟議」制度でいいんじゃないか。つまり、あの申請書がぐるっと回って、最終的に理事長決裁で承認されますよっていう風な稟議規定にしまえばいいんじゃないのかなと思いました。印章を使うというのは、板村さんがお作りいただいたもので最終的に持つて行くんですけど、その前の段階で、その助成金申請に関して言えば、申請書がぐるっと回って、理事長が決裁すれば、印章規定に沿って印鑑が押されるっていうふうにやってしまった方が実際はいいんじゃないか、運用的にはいいんじゃないかなというふうに思います。その申請書がこういう風に回りますよって行った時のその「稟議規程」を作ってしまった方が、実運用は楽なんじゃないか。会議を待つてやんなきゃとやるより、「稟議で申請書が回りますよ。それで決裁されますよ」で、本来済むんじゃないかなと思いました。

(佐藤) ああ、なるほど、そうですね。

(板村) これは形式的には一社の方になりますよね。一社の名前と印鑑を使う以上は。

(大久保) そうです。そういう意味では、常任役員会っていう組織があの一社の方にはないので、困っているわけですね。常任役員会のメンバーを、その稟議の会議、まあ稟議で言うと会合になったとすれば、その合議者として、常任役員会のメンバーを示した稟議規程を作ってしまった方がいいのではないかなとちょっと思うんですね。で、その稟議に回しますよって。まあ、申請書が一枚回ってきて、皆さんが「承認」「承認」・・・とされれば、その時点で申請できますよってやってしまったほうが(いいと思います)。会議体でやる必要性があるのかって話です。

(板村) 今までは「会議体」で決めてますからね。

(大久保) 今までの「会議体」が不要なんじゃないのかなと思う。それぞれの知見に基づいて判断をしていけばいいのではないかと思う。

(板村) ありがとうございます。形式的な一社の方の役員に回すけど、一社の理事はそういう権限があるかどうかってことなんですけどね。職務権限っていうのは、それが。

(大久保) そこは「稟議規程」に定めればいいんじゃないですか？

(板村) そっちも(稟議規程)作らないといけません。稟議書じゃなくて、「稟議規程」をつくらないことね。

(大久保) はい。

(板村) それは全てに該当するべきであって、何も助成金だけではないということですね。

(大久保) でも、そこまで広げなくても、まあまずは法人推進委員会の求めているところも、助成金申請に係る処理規定みたいなものが定めればいいと思います。それで結果的に、最終的には、他のいろんな手続きに使われるかもしれません。今の時点で法人推進委員会が求めている目的の、助成金申請のための申請規則みたいな形で、このように書類が回ります。最終的に印鑑押すところでは、板村さんが作成された印鑑規定に沿って、というように収めればいいと思います。



(板村) はい、ありがとうございます。だから、とりあえず助成金申請に係る処理規程を作っていくと、それで運用するってことですね。はい、わかりました。よくわかりました。ありがとう。

(佐藤) 板村さん稟議規程をペーパー一枚でちょっとお願い出来ますか。

(辻) 板村さん、ややこしい問題、ご苦勞様でございます。最終的に一社の理事会に諮ってこの規程を正式なものにするのですね。その時に、現時点である一社の経理規程と、先ほどから話が出てる決裁権限表の一部を訂正というか、修正した方がいいんじゃないかと思います。今のこの印鑑。印章管理規程にも多少関わり合いが出てくるんですけれども、ええ、それをちょっとお話簡単にさせていただきます。

まず経理規定の方ですけれども、21条と22条に、金銭等の保管っていうところと、印鑑の保管という条文があるんですが、21条では東日本区事務所長は、次の金銭等の管理をしなければならないとして、(1)現金に並びに預金及び振替貯金の通帳または預金証書とあります。22条には印鑑の保管として、会計担当理事は、預金および振替貯金の通帳または預金証書登録印鑑の管理をしなければならないと。これどう考えてもね、おかしいですよ。一人の人が通帳と印鑑を一緒に管理するということを避けるために、これを分けているはずなんですけれども。21条は事務所長が、通帳を通帳と預金証書を管理すると、これはいいと思うんです。22条の会計担当理事は、板村さんの案にも出てきたように、印鑑の管理をするならばいいんですけれども、区事務所長と同じように、預金及び振替貯金の通帳または、となってるんで、このところはこれを削除したいと事故防止策にならないと思うんです。ここはご検討いただきたいと。

それからもう一点は決裁権限表の一番下に\*印で常任理事会が決裁した場合は必ず理事会に報告するものとする、と書いてあるんですけど、さっき大久保さんもおっしゃったように、任意団体の方は常任役員会っていうものが存在していますが、一社の方には常任理事会っていうのは存在してないはずなんです。それが正式なこういう権限表に一番下に小さくだけと書いてある。これは明らかに誤りだと思うので、これも削除するということを、この印鑑管理規程を理事会でご検討なさる時に合わせて、修正していただければと思うんですが、いかがでしょうか？

(板村) はい、ありがとうございます。仰るとおりだと思います。先ほど22条の話は前回の委員会でも出ておりましたですね。不祥事防止のためには、やっぱり分けないといけないって話。

(佐藤) これは大久保さん文書管理規程なんですかね？この治すのは？

(大久保) これがですね。まあ文献・組織委員会の役割になってるかっていうようなんですよ。

(佐藤) 法人推進はね、こういうことできないですよ。

(大久保) 現実はどこが起案しても問題ないと思います。あの文献組織がそれをまあまとめてやってるっていうのもありますけど、現実一社のそのそれぞれの規定について、文献組織検討委員会がどう働いてるかっていうのはまだあまり明確にはなってないので。正直なところなんで

(辻) あの補足ではですね、「経理規程」によれば、この規則の改廃は会計担当理事が起案して理事会が決めると書いてありますから、あの今、大久保さんがおっしゃるように担当理事がなさればいいと思うんです。

(大久保) そうですね。会計が起案してっていうことですね。

(辻) はい、あの文献関係ないと思うんですよ。

(板村) あの辻さん、おっしゃった。あれは(常任理事会の表現)、あの下の注意書きだけじゃなくて、表の中に全部あの\*印が入っています。常任理事会というのは、これも全部消さないといけないことになりますかね？

(辻) そうです。ダメですね。これなんか？このあれには私タッチしてなかったんで知らないんですけど

ど、なんで常任役員会と間違えてんですかね？

(小林) なんかいや、多分ね。話の流れで行かせていきますとね。常任理事会は、理事会のができた時にもっと簡易な、常任役員会と同じ理事会を作ろうっていうのは、案があったと思うんですよ。でそれがここへ載っかって、実際、組織を作った時には常任理事会っていう組織はなかったんですね。

(辻) だから、常任理事会がどうしても必要だというのであれば常任理事会ろを設置するという提案でも良いし、そういうつもりがないんだったらば、これは削除すべきだと。そういう規定今んところない、定款には少なくとも載っていませんからね。理事会は理事会と臨時理事会だけですから。

(板村) おっしゃる通り、あくまで定款は法律で定められたものだけ書いてるんで、法律の要件として「定款」「理事」「理事会」ということが決められてまして。まあ常任理事会になってくると、これはもうこっちの任意で決められる範疇に入ってくるんで、決めるんだったら決められますけど。今の定款には、あるいは所属に入っていない。

(佐藤) この改定削除は理事会を開いて、臨時か書面かなんか開いて削除の手続きをすると、これはええキャビネットの方でやっているわけですね。

(板村) まあ、実務はそうでしょうけどね。あの形式的には一社の会社のあれになります。ですね。

(佐藤) 一社の法人推進委員会か？じゃあこれを私の方で理事長の方へ提案すると、こういうことですかね？

(辻) だから、その提案の時に、板村さんのご指摘のように、表の中にも常任理事会っていうのが合議のところ出てますから、常任理事会を新たに設置するのか、それとも逆にしないから、この一番下の米印を消して、語尾のところも常任理事会というあの表現は全部消すとかだ。どっちかに決めないで時間です。決めるためのあの。あれですよ。相談はしなきゃいけない。

(小林) 本来的には(常任理事会というのを)作っておいた方が、事務的には便利な気がしますけどね。

(辻) あったほうがいいのかもかもしれませんね。

(佐藤) もしかしたらパッと決めるね。

(辻) 常任理事会に関して言えば、新たに設置すると決めちゃったほうが直すところも少ないし楽ですよ。

(板村) そうすると、今度は定款変更になりますよね。定款までいかなくていいのかな？定款の変更になると会員総会になるんですよ。

(辻) そうですね。

(大久保) それはあの組織内の事項決議なので、定款にはいかないと思います。(一般会社で)取締役会の前にあの常務会があるみたいなものですね。(そうそう。)

(板村) 法律上では取締役しかなくて、常務取締役とか専務取締役というのは法律ではなくて、あくまでも社内で勝手に作っているんですよ。

(大久保) なので、そのそこで会議体を作っていないが、決定するというのは別に問題はないと。

(辻) 大久保さん式の解釈もできるけども、逆に言えば任意団体の今の東日本区定款でも、定款に常任役員会っていうのがあるわけだからね。はっきりと書いてあるかな？まあ、その辺はあのゆっくり議論してください。

(小林) まあ大変かもしれないけど、作る方向で行ったらいいと思いますよね。将来的には。

(佐藤) 簡単にね、いうふうにしたほうがいいね。

(小林) いろんなものをスピーディーにね、処理するにはやはりそのほうがいいような気がします。

(佐藤) これについてはあ大久保さん、板村さん後日検討して次回に提案するというところでどうでしょ

うか？この常任役員会を一社に作るということと、この22条21条。

(辻) 22条の変更は絶対やらないといかんとしますよね。

(佐藤) 22条の変更を考えて次回提案すると。法人推進委員会で。

(板村) 話戻りまして、印章規定はどうしましょう？これはこのままで活かして、逆にもっとあの稟議規程も作らなかんことですよ。倫理規定に伴って印鑑管理規定が出てくるって形になりますよね。印鑑押す必要があるから印鑑規定が必要で、事態を決める規定がやっぱり必要だということで、稟議規定が必要。すみません、ちょっとあの鈴木さんのご専門だと思うので、私は素人なんですけども、この印章規定に関してご意見がありましたら。

(鈴木) 経理方式じゃなくて承認の方式ですか？

(板村) 会議体か、あるいはその権限っていうか、その責任者ということですね。

(鈴木) この会議やってるとなんかどんどんどん区役員とか、理事とか会計とか事務所長の仕事がどんどん増えてくれた規定がいっぱい増えてきて、いや、大変だなあと思って。なんかええ、なかなかもうこれは区の役員なんかやってると大変だなあと思って、あんまりね、うん。所詮はまあボランティア団体なんであんまりこうガッチガチに仕事を増やさないで、だんだん簡略化するような方向に持ってきていなあと私一応思ってるんですけども。どんどんどんどん。やるが増えるんで、色々またそうですね、管理規程とかどんどん規定が増えていくと、ちょっと大変だなあと思ってうん。逆にこれうんと一般社団法人で助成金もらわない方が良いかないと思っちゃいました。大変だと思います。担当者としては。

(板村) まあ、今では一社の法人格を生かして助成金で話したんですけど、180度逆になっちゃいますよね。そうそう。他に何かご意見この。あの印鑑というよりむしろそのそういう意思決定に関する。なんか方法に関して、まあ

(大澤和) 大澤ですけどいいですか？大久保案だと最短でお願いした書類が、印鑑もらえるのに何日ぐらいかかりますか？

(大久保) 一日でももらえるんじゃないですかね？

(大澤和) 一日で？

(大久保) 稟議ですから。皆さんメールでOK、OK、OKと送って。

(大澤和) それでみんなが見てくれてOKって言われたら一日？

(大久保) 稟議はまさにそういうことなんで。まあ、皆さんがちゃんと判断してるっていう前提ですよ。

(大澤和) それはいいですね。それでその印鑑でもって合格した場合は、鈴木さんが嫌がってるその通帳にお金が入るんです。

(大久保) そうですね。

(大澤和) 団体がいないところは送ってくれないので、そんな感じになるので。鈴木さんかわいそうだけどもお願いしますって感じですね。

(鈴木) 一回目はまああの実際、どういう風に区で処理しようかっていうのがちょっと決まっていなくて、まずいかなあと思うのもあるんで、そうですね。勝手にやっちゃって構わないというわけにいかないでしょうから。一般会計に入れるか、それとも特別会計でやるか？そのちょっと今二つで悩んでまして、一般会計であるとちょっとそれも余計複雑怪奇なるから一つの助成金もらったら特別会計立ち上げて、その中で全部処理して。やるっていうふうには一応思っているんですけども、そこはちょっと、いろいろ審議する必要があるかなあと思って、それは決まっていなくていいんですよ。

(小林) 特別会計でいいですよ。

(鈴木) そうですね。

(小林) 入ってきたらぱっと出して終わりにすればいいじゃないですか。

(佐藤) 鈴木さん、一つ二つじゃなくて、十、二十に増えるのが、活性化に繋げることでですから、やりやすいようにやり、経理がやりやすいように考えていただいて。

(鈴木) 一般社団法人の会計財政状態としては、多分これからどんどんどんどん悪化して行くかと思うんで、助成金をもらって一般社団法人自体はそれで維持につながるのか、それともいろんな助成金貰って活動すれば、会員も増えてくる。だから会費収入も増えるだろうかっていう考え方。どっちでしょうかね？一般社団法人が助成金をもらって、事務費的なもんで一般社団法人本体自体の方の会計が楽になるか、それともそのまま助成金をもらった？そのまま全部クラブに渡しちゃって。一般社団法人としてはええ、事務費だけが経費だけがかかるっていう形。どっちでしょうかね。

(大澤) それがいいと思います。

(大久保) まさに後者でしょう。それ前者ではありえないと思うんですね。

(鈴木) じゃあ要するに、助成金をもらっても。一般社団法人自体は潤わないっていうことでいいんですかね？

(小林) 報告だけはちゃんとやってもらわないと、一社で受けたあの助成金ですから。一社で使ったというのと同じですから、報告だけはちゃんとやってもらいたいと思いますね。

(大澤和) そうですね。

(鈴木) ただ、今のペースだと繰越剰余金がなくなっちゃうと一社自体が成り立たないなというふうに考えているんですけど、ええ、どうするかなっていうのはちょっと悩んでいます。あの一般社団法人のあり方について。

(板村) あの特別会計とおっしゃいました。これはもちろん、あくまでもその一社の特別会計ですよ。

(鈴木) はい。一社の特別会計に入れます。あの通常の東日本区大会の時の会計報告しているような形で、臨時代議員総会で決算として出してるような形で、普通のユースとか、そういうのと同列に特別会計を設けましょうかということです。

(板村) はい、ありがとうございます。

(佐藤) それじゃあよろしいでしょうか。今日のまとめでございますけれども、

- ① 印章規定のたたき台は少し修正してこれで行くということ。
- ② 稟議規程、一日で決裁ができるような仕組みを考えていただくこと。
- ③ 22条削除の案件。

この3つについて。次回まで提案すると言うことで、よろしゅうございますでしょうか？今日？結構です。

宮内さん、閉会のご挨拶をお願いしたいと思います。

(栗本) 先ほど、鈴木さんがおっしゃったようにね。まあいろいろ作るけれども、運用においてはシンプルに使えるようにしとかなないと本当に使いがってが悪くなるということだけは気をつけたほうがいいなあっていうふうに思いました。

(佐藤) そうですね。シンプルはスピードにつながりますから。ありがとうございます。

(宮内) あの今日も皆さんありがとうございます。私としては、やっぱりそのできるだけ文章を少なくする。その上で、できるだけそのシンプルな形で手続きを行うようにすると言うことをまず第一に考え出した場合、とにかくもう走りながら考えていくと言うことで、ええ、何か不具合が出た場合には、その改編規定に沿って改編して行くと言う形で進めたらいいんじゃないかなとまあいうふうに思って

おります。まあ。次回以降できるだけ規程が早く成立することを望んでですね。また、次回議論討議をしていただきたいと言うふうに思っております。今日はどうも皆さんお疲れ様でした。ありがとうございました。

(佐藤) どうも皆さんありがとうございました。次回1月18日木曜日よろしく申し上げます。

(山田) 私の方は1月18日もオッケーです。はいはい、ありがとうございます。

(大和田) あの特にありませんのでありがとうございました。よろしく申し上げます。

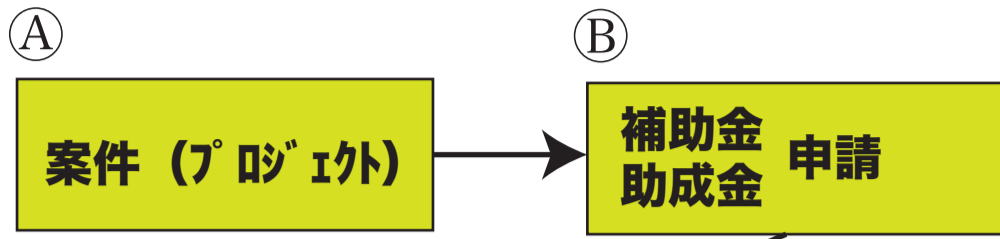
(佐藤) どうもありがとうございます。それで閉会といたします。ありがとうございました。よいお年を迎えてください。ありがとうございました。

実施期間：2023年11月1日～12月18日

回答者： 理事 1名  
部長 4名  
クラブ会長 12名  
クラブ会員 14名

-----  
合計 31名

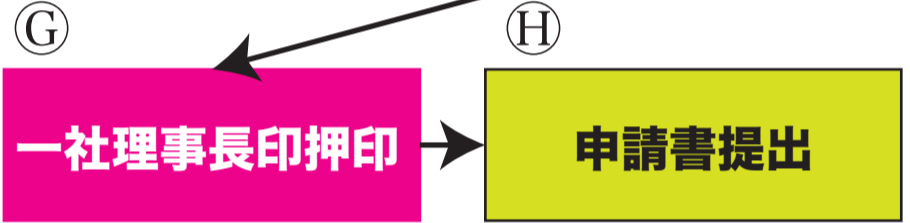
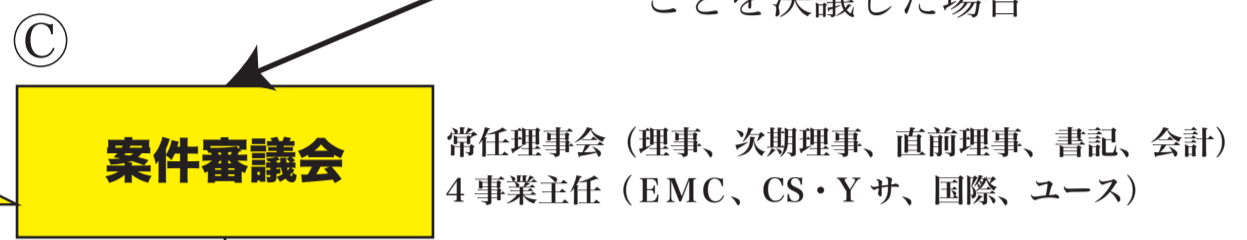
1. 計画事業	㉑CS・Yサ	9
	㉒会員増強 (EMC)	0
	㉓国際交流	2
	㉔ユース活動	7
	㉕クラブ・部内コミュニケーション	2
	㉖物販・ファンド	1
2. 活動単位	クラブ	5
	部	1
	YMCA と協働	9
3. 狙う目的 効果	㉗認知度向上	3
	㉘ワイズコミュニケーション向上	
	㉙会員増強	2
4. 資金調達	㉚助成金の申請をする	3
	㉛友人・知人の関係する企業等	4
	㉜自クラブの予算	4
	㉝募金・ファンド	3
5. 東日本区へ の要望および 依頼事項	㉞助成金申請情報が欲しい	8
	㉟申請書を作ってほしい	4
	㊱献金リストに追加して欲しい	1
	㊲共同事業化を希望する事業所の掘り起こし	1
	㊳誰と相談できるか	2



補助金・助成金を申請することを決議した場合

**案件審議会 検討項目**

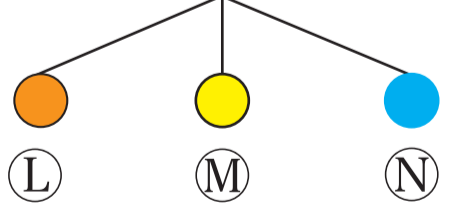
- ① 案件のバッティング等調整
- ② 会計処理方法の調整
- ③ 申請方法の検討 (一社か、任意団体か)



- 「クラブ」「部」など実施主体
- 常任理事会+4 事業主任
- 法人推進委員会
- 理事長 (→事務所長)
- 補助・助成スポンサー企業



- 案件に伴う会計処理
- 記録・報告書作成含む

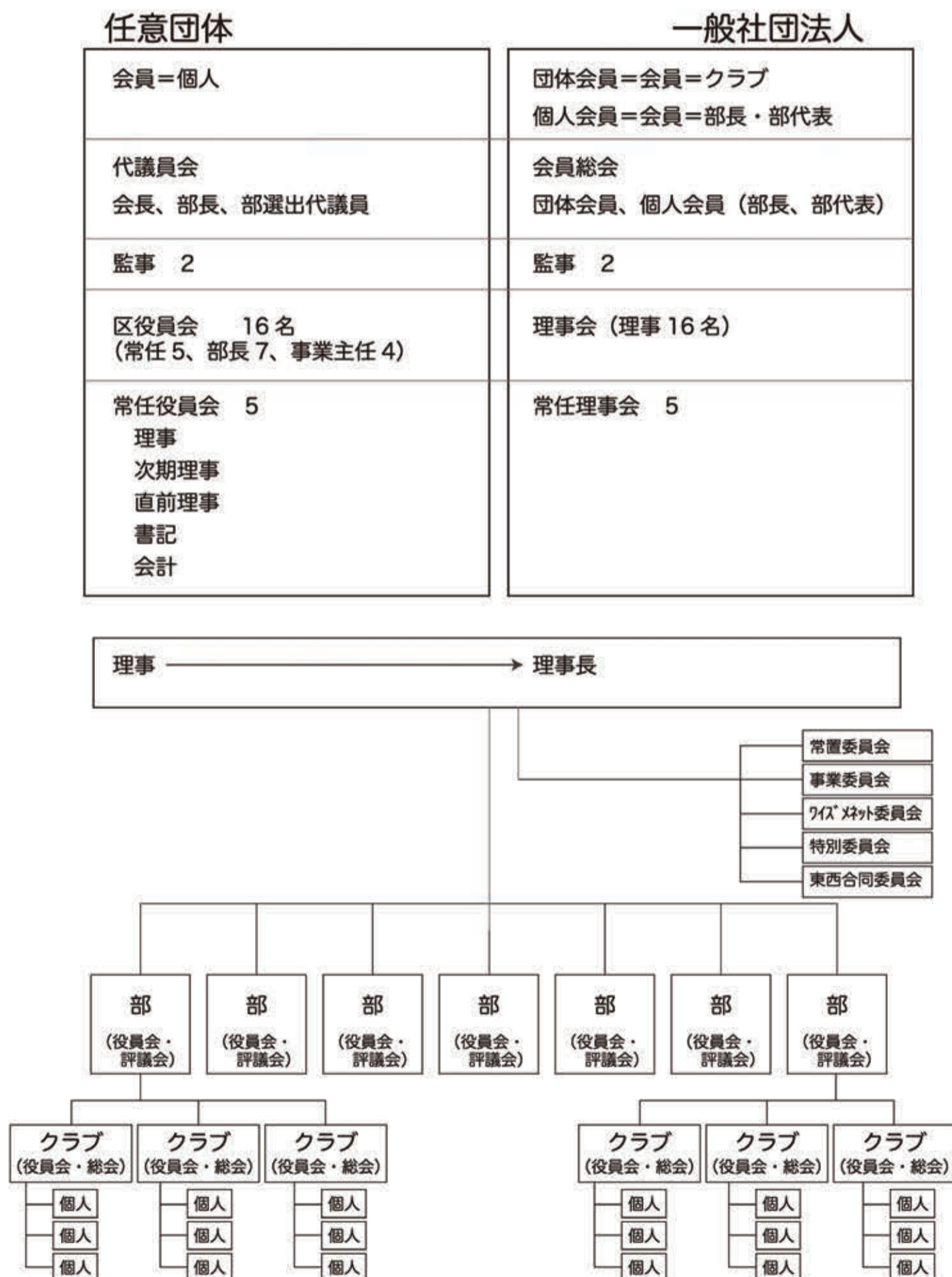


○実施・報告→完了  
×不適切 助成取消

案件審議会は、常任理事会プラス4事業主任をもって構成  
 定款には常任理事会という呼称はないが、任意団体の常任役員会  
 に準じたものとして①理事②次期理事③直前理事④書記⑤会計を  
 もって常任理事会とする。

案件審議会の責任と免責 案件の適正について審議するが、その  
 管理は、案件を実施するクラブ、部等によって適切に行われなく  
 てはならない。万が一については、東日本区全体として担保する。  
 \* 案件実施に事故があり、「助成金返還」等が発生した場合の損害  
 補填等。

## 東日本区組織図





## 資料③-①

### (金銭の範囲)

第 20 条 この規程において金銭とは、現金、預金および振替貯金をいう。

2 現金とは、通貨、小切手、郵便為替証書等直ちに現金化できるものをいう。

### (金銭等の保管)

第 21 条 区事務所長は、次の金銭等の管理をしなければならない。

(1) 現金ならびに預金および振替貯金の通帳または預金証書

(2) 小口現金を扱うために金融機関と取引するためのカードおよびネットバンキングで振込データを作成するための ID 番号とパスワード

### (印鑑の保管)

第 22 条 会計担当理事は、預金および振替貯金の通帳または預金証書登録印鑑の管理をしなければならない。

### (金銭の範囲)

第 20 条 この規程において金銭とは、現金、預金および振替貯金をいう。

2 現金とは、通貨、小切手、郵便為替証書等直ちに現金化できるものをいう。

### (金銭等の保管)

第 21 条 区事務所長は、次の金銭等の管理をしなければならない。

(1) 現金ならびに預金および振替貯金の通帳または預金証書

(2) 小口現金を扱うために金融機関と取引するためのカードおよびネットバンキングで振込データを作成するための ID 番号とパスワード

### (印鑑の保管)

第 22 条 会計担当理事は、現金および振替貯金の通帳または預金証書登録印鑑の管理をしなければならない。

# 資料③- ㊦

(収支予算の執行)

第 19 条 収支予算を執行する際は、別表決済権限表に掲げる者の決裁を受けなければならない。

別表 (経理規定第 19 条)

## 決 裁 権 限 表

### 1. 経費予算の執行と管理に関する事項

決裁事項	決裁手順	起案	合議	回議	決裁
外国送金	関係書類	区事務所長			会計担当理事 会計担当理事
事業費振込 部事業費 ユース事業費 区事業費 役員活動費	関係書類	区事務所長			
小口現金 (25 万円) 事務所家賃 所長給与					区事務所長
予算執行時に1件50万円以上	議案書	会計担当理事			常任理事会*

### 2. 資産の、取得、修繕補修、除却・売却に関する事項

決裁事項	決裁手順	起案	合議	回議	決裁
1. 資産の取得 (情報関係は、別記)					
(1) 土地・建物 (売買契約承認を含む)					
1件300万円以上	議案書	会計担当理事	常任理事会	理事会	会員総会
1件100万円以上300万円未満	議案書	区事務所長	会計担当理事	常任理事会	理事会
1件100万円未満	議案書	区事務所長	会計担当理事		常任理事会*
(2) 什器備品、用度品に関する支出					
1件300万円以上	議案書	会計担当理事	常任理事会	理事会	会員総会
1件100万円以上300万円未満	議案書	区事務所長	会計担当理事	常任理事会	理事会
1件20万円以上100万円未満	議案書	区事務所長	会計担当理事		常任理事会*
1件20万円未満	議案書	区事務所長			会計担当理事
2. 資産の修繕補修					
1件300万円以上	議案書	会計担当理事	常任理事会	理事会	会員総会
1件100万円以上300万円未満	議案書	区事務所長	会計担当理事	常任理事会	理事会
1件20万円以上100万円未満	議案書	区事務所長	会計担当理事		常任理事会*
1件20万円未満	議案書	区事務所長			会計担当理事
3. 資産の除却・売却					
簿価300万円以上	議案書	会計担当理事	常任理事会	理事会	会員総会
簿価100万円以上300万円未満	議案書	区事務所長	会計担当理事	常任理事会	理事会
簿価20万円以上100万円未満	議案書	区事務所長	会計担当理事		常任理事会*
簿価20万円未満	議案書	区事務所長			会計担当理事
4. 資産の移動					
重要なもの	関係書類	区事務所長	会計担当理事	常任理事会	理事会
その他のもの	関係書類	区事務所長	会計担当理事		常任理事会*

### 3. 資産の賃貸借に関する事項

決裁事項	決裁手順	起案	合議	回議	決裁
1. 土地・建物の賃貸借契約の締結 (借上社宅の賃貸借契約は除く)					
1件月額1百万円以上	議案書	会計担当理事	常任理事会	理事会	会員総会
1件月額1百万円未満	議案書	会計担当理事		常任理事会	理事会
2. 土地・建物の賃貸借契約の更新・変更・解約					
		会計担当理事			常任理事会*
3. 建物施設等の賃借保障契約の締結・更新・解約					
		会計担当理事			常任理事会*

### 4. 経理に関する事項

決裁事項	決裁手順	起案	合議	回議	決裁
1. 税務申告書の承認	申告書	会計担当理事		常任理事会	理事会
2. 各種税金の納付	納付書	区事務所長			会計担当理事
3. 資金の調達及び運用					
1件300万円以上	議案書	会計担当理事	常任理事会	理事会	会員総会
1件300万円未満		会計担当理事		常任理事会	理事会
4. 新規金融機関との新設及び解消 借入も含む 預金取引のみ	議案書	会計担当理事		常任理事会	理事会
		会計担当理事			常任理事会*
5. 有価証券の取得・売却 (簿価)					
1件300万円以上	議案書	会計担当理事	常任理事会	理事会	会員総会
1件300万円未満		会計担当理事		常任理事会	理事会

\* 常任理事会が決裁した場合は、必ず理事会に報告するものとする。

一般社団法人ワイズメンズクラブ国際協会東日本区  
印章管理規程 (たたき台)

## (目的)

第1条 この規程は、一般社団法人ワイズメンズクラブ国際協会東日本区（以下「当法人」という）において使用する印章の作成、管理及び押印について、必要な事項を定めることを目的とする。

## (定義)

第2条 この規程でいう印章とは、当法人において発行または受理する対外的文書、証憑に押印して、直接的あるいは間接的に当法人の権利義務を発生させる証とするものをいう。

(注：金銭的なものだけとは限らない)

## (印影)

第3条 印章は、次のとおりとする。

法人印	銀行印		

## (作成等)

第4条 印章の作成、改刻及び廃止の必要が生じた場合は、理事会の承認を要するものとする。

## (管理責任者)

第5条 印章管理責任者は次の通りとする。

法人印：区事務所長

銀行印：会計担当理事 (注：「東日本区経理規程」第19条との整合性)

2 やむを得ない事情により代行者を定める場合は理事長の事前承認を要するものとする。

## (押印・保管)

第6条 印章の押印および保管は、第5条に定める管理責任者が行なう。

2 印章は使用しない時は、施錠場所に格納する等厳格に管理しなければならない。

## (紛失・盗難・毀損・事故)

第7条 印章の紛失、盗難、毀損およびそれらに伴う事故発生の場合、管理責任者は、理事長に、遅滞なく報告しなければならない。

## (使用)

第8条 印章の押印を受けようとする者は、押印申請書に当該文書に係る決裁書を添えて理事長へ提出

し、管理責任者に押印を請求するものとする。

- 2 押印に際して、決裁が必要な場合は、「東日本区経理規程」第 19 条（収支予算の執行）の決裁権限表に準じて決裁を得たうえで、押印する。

（注：助成金の申請は、決裁権限表の 4-3 の「資金の調達及び運用」に該当する。少額でも決裁が必要となる。申請先の是非も決裁の対象となる。）

- 3 第 2 項の決裁権限表に定めのない事項は、理事または理事会の決裁を得るものとする。

（注：一社の理事は任意団体の常任役員（会）、事業主任、部長なので、運用面としては理事の中の誰かが決裁（了解）すればよいのでないか。一社理事の職務権限は明確に規定していないが。「定めのない事項」に金銭以外のこと（性格の異なるもの）を含ませることは可能か。）

- 4 押印申請書は「文書管理規程」により保存する。

- 5 管理責任者は、印章使用簿に必要な事項を記入し、その用途を明瞭にしておかなければならない。

（押印の省略）

第 9 条 次の各号に定める文書については、印章管理責任者の承認を受けて、押印を省略することができる。

- (1) 当法人の役員及び会員宛に発信する照会、回答、通知、報告、依頼、会議の通知等の事務連絡に関する文書。ただし、特に重要な文書として指定するものを除く。
- (2) 刊行物、パンフレット、資料等の送付文書及びこれらに関する文書
- (3) 当法人の権利義務に関係のない文書または関係する事案が軽微な文書
- (4) 印章管理責任者が特に指定する文書

（査 閲）

第 11 条 理事長は月に 1 度、印章使用簿を査閲するものとする。

（改 廃）

第 12 条 この規程の改廃は、理事会の決議を経て行う。

附 則

この規程は、2024 年〇月〇日から施行する。

.....

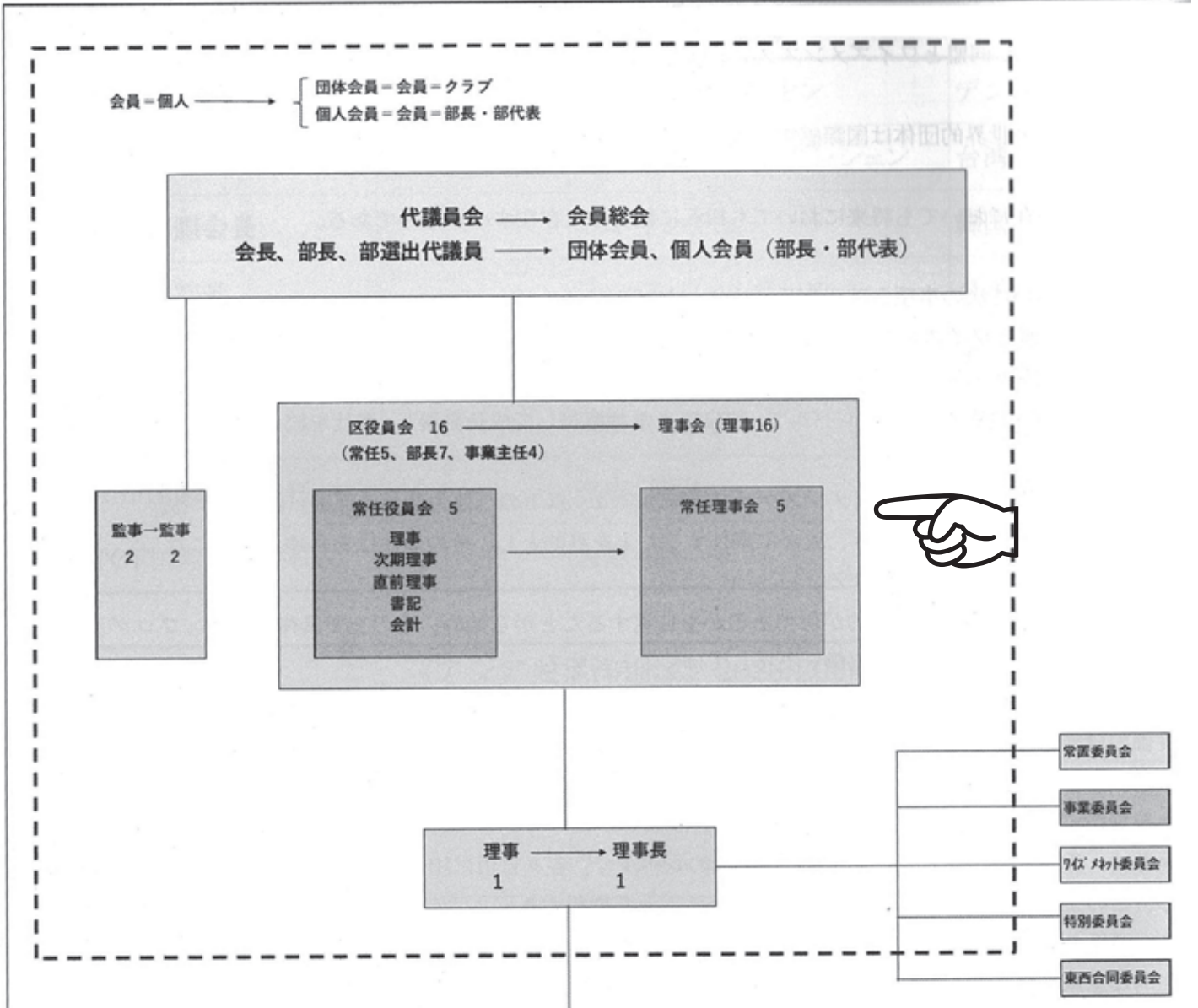
<任意団体の立場での扱い>

任意団体では、事業の実施、助成金の申請の意思決定はクラブ、部（内容の作成に法人推進委員会の支援はあり得る）。区の役員会、常任役員会は意思決定・決裁に関与していない。一社（理事長）名の使用、法人印の使用が区の承認事項となる。

一社理事長名の使用と法人印の使用を迅速に決裁するのであれば、常任役員会（書面を含む）が実際的ではなからうか（理由：定款第9条第2項「理事は、緊急または役員会開催の間に発生した区の諸問題について審議し、執行するため、常任役員会を開催する。」）。諸規程を増やすと複雑、煩瑣となる。

以上

東日本区組織図 (任意団体・一般社団法人比較)



# F S 実行可能性検討事例として

## 業界・市場

政治・経済・社会の動向、法規制の現状や法整備の方向性、さらに業界の動向や市場予測、競合先の分析など、外部の要因を調査し、プロジェクトがビジネスとして成立する可能性を予測するものです。

## 技術面

新たな商品・サービスを企画する際、自社の技術で生産・提供することが可能なのか、市場ニーズに応えられるだけの生産・提供能力があるのか、継続的に生産・提供することができるのか、社内の技術面から評価します。施設・設備面だけでなく、技術力のある人材を必要なだけ確保できることも重要な評価要素だといわれています。

## 財務面

そのプロジェクトをスタートさせることでどれほどの資金が必要になるのか予測し、財務面で実行可能かどうか、評価するものです。企画から事業化までにかかる投資額や、それによりどれほどの利益を得ることができるのか、投資収益率（ROI）を予測します。

## 運用面

スタートさせたプロジェクトを最後まで遂行することができるのかを評価します。プロジェクトを完遂させるために社内で協力できる組織構造になっているのか、人的リソースは充分か、運用面での知識やノウハウを備えているか、さらに運用面で適用される法的要件についても精査します。

ワイズメンズクラブ国際協会東日本区  
法人推進委員会 F S 検討



## No.5 留学生作文コンクール

何をするの？	留学生の作文コンクール
目的は？	日本に留学している若者の留学生活を知りたいから 外から見た日本、日本の若者やその生活を語る
誰に対して？	主にアジアからの留学生（松本クラブで実施）
予算は？	? 発表会を一般公開 会場費、交流会費、賞品
予算調達は？	外部からの資金調達

1. 留学生の作文コンクール もう少し具体的に落とし込むと実行可能性が高まると思われます。

1-1 外国人留学生とは？ 大学院、大学、高等専門学校、専修学校、準備教育課程、高等教育機関、日本語教育機関などを指すようです

1-2 日本に留学 在住エリアは？ 長野県？

1-3 作文のテーマは  
○問題点拾い上げタイプ→どんなことに困っているか、苦労していること  
→問題解決に向け、何をしたらいいのか（ワイズとして）につなげる  
○来日目的とその達成状況→我々は何を応援したらいいのかにつなげる

## 1-4 概要

①頻度 年1回? その時期は

②規模 長野県 1,000人? 応募想定は? 20? 30? 表彰数は?

③会場

④審査員

⑤賞品等

⑥予算

⑦告知・募集方法

⑧アフター

①成果物の発行作文を出版

②結果報告、収支決算

③問題点解決策検討→ワイズ・YMCAの活動につなげる

④留学生との交流→ワイズ・YMCA活動とへの参画を促す

後継者群の育成

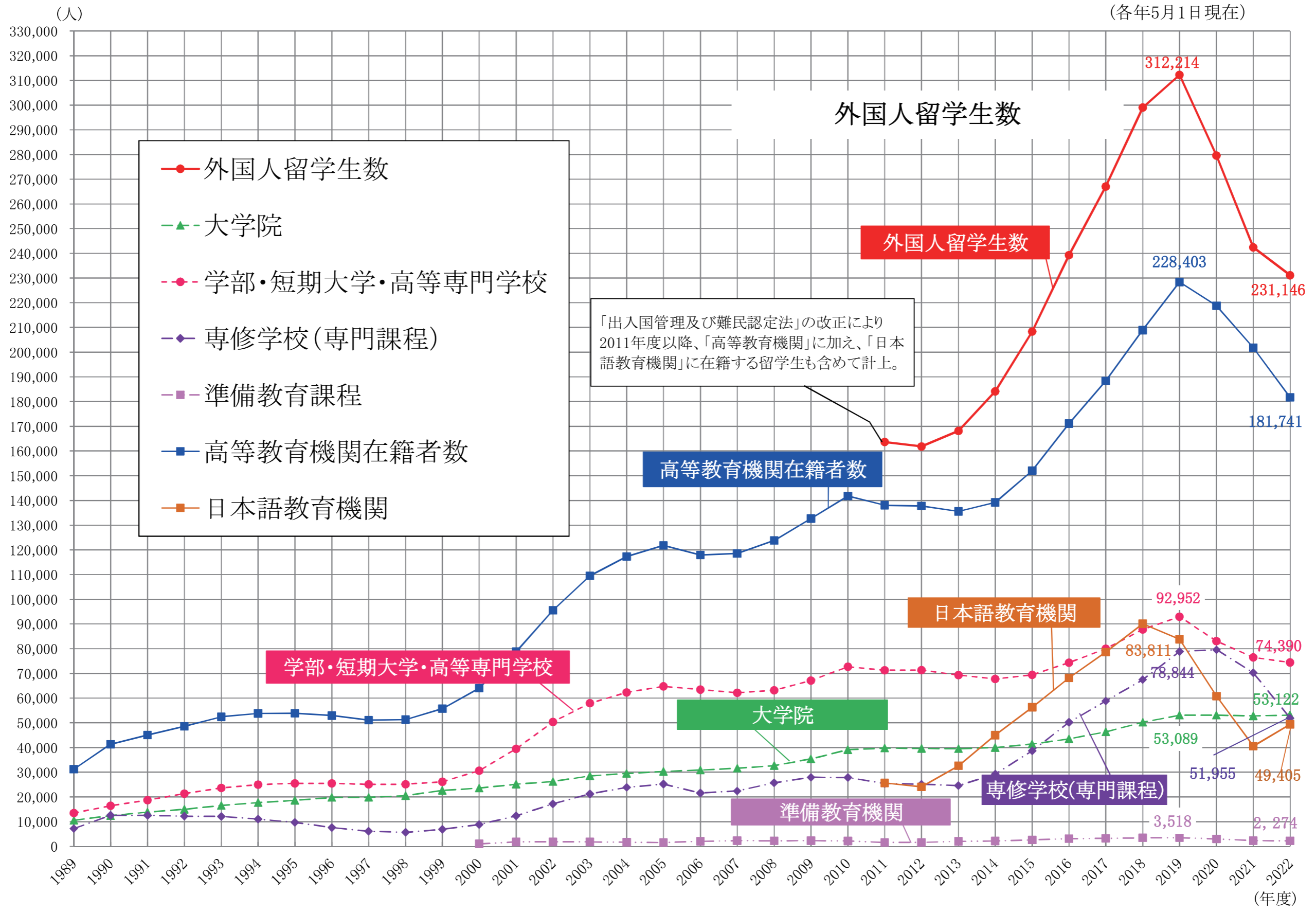
## 2. 作文コンクールを通じて

作文コンクールを一つの契機として、次のアクションプランを構築することがあればいい、と考えます。

### 【結論】

1. ワイズ&YMCAとして取り組むの頃なテーマであると思う
2. この活動を通じて「国際交流」の第一歩を進めるとともに、作文から浮かび上がる「問題」解決に向けて努力が必要
3. 補助金等については、具体性を高め、その必要額を算出したうえで探索していきたい。





独立行政法人日本学生支援機構・2022（令和4）年度外国人留学生在籍状況調査結果 より

### 3. 出身地域別留学生数

出身地域別留学生の割合については、アジア地域からの留学生が93.0%(前年度95.1%)、欧州・北米地域からの留学生が合わせて4.6%(同2.9%)となっている。

地域名	留学生数	構成比
アジア	214,858人 (230,550)	93.0% (95.1)
欧州	8,583人 (5,622)	3.7% (2.3)
アフリカ	2,273人 (2,005)	1.0% (0.8)
北米	1,972人 (1,432)	0.9% (0.6)
中南米	1,819人 (1,337)	0.8% (0.6)
中東	1,143人 (1,077)	0.5% (0.4)
大洋州	491人 (413)	0.2% (0.2)
その他 (無国籍)	7人 (8)	0.0% (0.0)
計	231,146人 (242,444)	100.0% (100.0)

( )内は2021年5月1日現在の数

### 8. 地方別・都道府県別留学生数

(1)大学の学部等が複数の都道府県に所在している場合、事務局本部が所在する都道府県にまとめた集計 (人)

地方名	留学生数	構成比	都道府県	留学生数	地方名	留学生数	構成比	都道府県	留学生数			
北海道	4,026 (3,749)	1.7% (1.5%)	北海道	4,026 (3,749)	近畿	50,245 (50,066)	21.7% (20.7%)	三重	1,694 (1,500)			
								滋賀	542 (547)			
京都	14,205 (13,638)											
大阪	21,190 (21,783)											
兵庫	10,633 (10,756)											
奈良	1,506 (1,272)											
和歌山	475 (570)											
東北	6,375 (6,289)	2.8% (2.6%)	青森	399 (377)				中国	9,719 (10,152)	4.2% (4.2%)	鳥取	329 (297)
			岩手	559 (417)							島根	346 (314)
			宮城	3,953 (4,231)							岡山	3,229 (3,432)
			秋田	337 (285)	広島	3,828 (3,999)						
			山形	279 (280)	山口	1,987 (2,110)						
関東	110,524 (122,383)	47.8% (50.5%)	茨城	3,755 (4,153)	四国	1,722 (1,767)	0.7% (0.7%)	徳島	558 (562)			
			栃木	2,026 (2,665)				香川	618 (669)			
			群馬	3,309 (4,167)				愛媛	336 (317)			
			埼玉	8,951 (10,309)				高知	210 (219)			
			千葉	7,280 (8,683)				九州	26,385 (26,376)	11.4% (10.9%)	福岡	15,955 (16,537)
			東京	78,957 (85,191)							佐賀	737 (576)
			神奈川	6,246 (7,215)							長崎	1,833 (1,479)
中部	22,150 (21,662)	9.6% (8.9%)	新潟	1,824 (1,965)	熊本	973 (921)						
			富山	486 (481)	大分	3,245 (3,479)						
			石川	1,800 (1,871)	宮崎	503 (458)						
			福井	498 (384)	鹿児島	1,122 (1,130)						
			山梨	1,252 (1,080)	沖縄	2,017 (1,796)						
			長野	969 (1,025)	計	231,146 (242,444)	100.0% (100.0%)					
岐阜	1,862 (1,846)											
静岡	3,337 (3,338)											
愛知	10,122 (9,672)											

( )内は2021年5月1日現在の数

## 【補足】

ワイズメンズクラブ東日本区として、モデル化（ひな形）を検討していく。

1. 音楽会、演劇、コンサートなど
2. スポーツ大会
3. 作文コンテスト



## 外国にルーツ持つ子 受け入れに悩む

2023年11月24日 21時40分

ツイート

シェアする

★ 記事スクラップ

音声読み上げ



山梨県内の保育所や幼稚園などを対象に県が初めて実施した国際保育の実態調査で、回答施設の6割近くが父母が外国出身者とみられる子どもを受け入れていることが分かった。受け入れ施設の所在地は県内全市町村の8割に上るが、4割余りの施設はコミュニケーションへの不安などから受け入れに消極的だった。県は通訳の派遣や課題を共有する講座を開き、適切な保育につなげる考えだ。(小林諒一)

調査は認可保育所と認定こども園、幼稚園、地域型保育事業所の計309施設を対象に実施。6月1日時点の状況を尋ね、205施設(66%)が回答した。

父母の両方が、どちらかが外国出身者とみられる子どもを受け入れているのは21市町村の118施設(58%)。最多は甲府の27施設で、南アルプスと笛吹が各12施設、甲斐が10施設と続いた。家庭での母国語は中国語が42人で最多。次いで英語38人、ベトナムと日本語が各27人、ポルトガル語が24人だった。

受け入れに対する考え方を尋ねたところ、205施設のうち90施設(44%)が消極的な姿勢を示した。受け入れの課題(複数回答)では「通訳や翻訳を行える人員が足りない」(57%)、「外国にルーツを持つ子どもや保護者の具体的な困りごとやニーズが分からない」(46%)が上位となった。「専門的な知識・理解が不十分である」「個別的な配慮などをする上での人員が足りない」(各45%)が続いた。

こうした状況を受け、県は市町村を通じて保育施設に通訳者を派遣する事業を年内に始める。保護者宛ての便りを外国語に翻訳し、職員が子どもの様子を伝えたり保護者からの相談に応じたりする場面で通訳する。英語やポルトガル語、中国語、ベトナム語など7カ国以上に対応予定。本年度の利用料金は無料(派遣回数の制限あり)。

このほか国際保育の専門家や外国にルーツを持つ子の保護者らが保育現場の課題を語ったり、保育士同士が悩みを話し合ったりする講座を25日から計4回開催する。講座で多言語に対応した指さしボードや各国のあいさつを外国語で示した絵本を作ることも検討している。

法務省によると、県内の0～6歳の在留外国人(2022年12月末時点)は717人。5年前と比べて48人増えた。今後も増加が予想され、外国にルーツを持つ子も増える見込み。県子育て政策課の担当者は「国際保育を推進し、子ども同士が異文化を理解して互いの考えを尊重する心を育てたい」と話している。

この記事にコメントする [利用規約](#)



## 外国籍児童に「日本」学ぶ場

2023年12月20日 11時00分

ポスト

シェアする

★ 記事スクラップ

音声読み上げ



中央市は来年3月から、ブラジルなど外国籍の小中学生のための「第3の居場所づくり」に乗り出す。平日の放課後に教室を開き、日本の言葉や生活習慣、文化を指導。県内で最も外国籍の子どもの割合が多い市として、子どもたちが日本社会になじみ、学習意欲を持てるようにサポートする。(桑原久美子)

市教委によると、外国籍の子どもたちのための放課後教室は来年3月に田富総合会館の1室でプレオープンさせる。外国人支援に長年取り組んでいる市国際交流協会と共同で運営。指導者を4人置き、当初は小中学生20人程度を受け入れる。日本語の習得度に合わせて3クラスに分け、日本語学習をするほ

か、日本の文化や生活習慣について学んでもらう。教室を開くのは、火曜から金曜の午後3～6時。

運営は民間の補助金を活用し、来年度、田富地区にある元児童館を教室用に改修する計画。当面は総合会館で続け、改修後に本格的にスタートさせる。

市内の小中学校に在籍する外国籍の児童生徒は今年4月現在、計166人で全体の7.1%となっている。最も多い田富小は児童349人のうち55人(15.8%)で、6人に1人の割合。ここ数年、増加傾向にあるという。

日本語理解が十分でなく文化や習慣の違いに慣れないと、学習意欲の低下や不登校につながるという、市では各学校に通訳や日本語指導教師を派遣。外国籍の子どものためのクラスを用意し、学習支援や生活指導を行っているが、学校の負担が大きくなっていることから、市として支援体制を整えることにした。

石田秀博教育長は、「家庭と学校に次ぐ“第三の居場所”をつくり、子どもたちを社会全体でサポートしていきたい」と話している。

この記事にコメントする [利用規約](#)

コメントを入力する(最大500文字)

※誹謗中傷や名誉毀損、他人に不快感を与える投稿をしないように十分に注意してください。不適切と判断した場合は、利用規約に基づき削除します。コメントの掲載を見合わせる場合があります。

0/500

名前(任意30文字以内)

コメントを送信

資料④—① 2

メタノイアとは 事業内容



ボランティア 団体概要

お問合せ ニュースレター



# 外国にルーツをもつ幼児・小学生支援者のスキルアップ研修

2024年1月15日

**外国にルーツをもつ幼児・小学生支援者のスキルアップ研修**

<テーマ>

- ①子どもの日本語教育 2/14 (水)
- ②プレスクール 2/21 (水)
- ③マイクロアグレッション 2/28 (水)
- ④母語・継承語教育 3/6 (水)

各回 午前11:00 - 12:00  
オンライン / 録画視聴  
<無料>

## 外国にルーツをもつ幼児・小学生支援者のスキルアップ研修 (全4回)

2024年2月14日(水)～3月8日(水) 11:00-12:00

**<無料>**

地域日本語教室やオンライン日本語クラス等で幼児から小学校低学年の子どもに関わっている日本語教師等の支援者に対し、基礎的知見の習得機会を提供するこ

とで、子どもの育ちに最適な支援ができるスキルの向上を図ります。また、就学前（プレスクール）のことやマイクロアグレッション、母語継承語教育など、ご興味のある方はぜひご参加ください。

また当日ご参加いただけない方も、後日各回の講演録画を視聴していただくことが可能です。録画視聴のみご希望の場合もお申し込みをしていただく必要がございます。

## お申込・イベント詳細

### ■各回内容

#### 第1回 **子どもの日本語教育の基礎**

講演者：中川祐治さん（大正大学 教授）

日時：2024年2月14日（水） 午前11:00-12:00

#### 第2回 **就学前日本語クラス〈プレスクール〉ってなんだろう？**

講演者：川上貴美恵さん（社会福祉法人せんねん村 多文化ルームKIBOU 責任者）

日時：2024年2月21日（水） 午前11:00-12:00

#### 第3回 **子どもに対するマイクロアグレッション**

講演者：下地ローレンス吉孝さん（カリフォルニア大学バークレー校 客員研究員）

日時：2024年2月28日（水） 午前11:00-12:00

#### 第4回 **母語・継承語教育の重要性**

講演者：奥村安寿子さん（広島大学 准教授）

日時：2024年3月6日（水） 午前11:00-12:00

### ■イベント概要

- 日時：2024年2月14日（水）～2024年3月6日（水）  
毎週水曜日 午前11:00-12:00

- **後日、各回の講演録画をご視聴いただくことができます（その場合も参加の**お申し込みが必要です**）**
- 場所：オンライン（Zoom）
- 料金：**無料**
- 定員：300名
- 対象：地域日本語教室やオンライン日本語クラス等で幼児から小学校低学年の子どもに関わっている日本語教師等の支援者、及び広く一般
- 主催：NPO法人メタノイア
- お問い合わせ：pr(at)metanoia.or.jp \* (at)を@に変えて送信してください。
- お申し込み：<https://metanoia2023seminar.peatix.com/>

## ■当日のタイムテーブル

11:00：ごあいさつ・講師紹介

11:05：講演

11:45：質疑応答

12:00：終了

\* 終了時刻は前後する場合があります

## ■講師紹介

### 中川祐治さん

大正大学文学部日本文学科 教授 博士（学術）

文部科学省 外国人児童生徒等教育アドバイザー、文化庁 地域日本語教育アドバイザー、公益社団法人日本語教育学会常任理事、一般社団法人ふくしま多言語フォーラム理事などを務め、地域の在住外国人や外国につながる子どもの教育支援に関わっている。

### 川上貴美恵さん

社会福祉法人せんねん村 多文化ルームKIBOU 責任者（多文化共生教育コーディネーター）

愛知県西尾市出身。小学校の講師時代、ブラジル出身の子どもたちと出会い日本



語教育に興味を持ち、JICA青年ボランティアとしてブラジルの日本語学校で活動。帰国後は2008年に入職、西尾市の就学前日本語指導であるプレスクールの立ち上げから関わり、2014年からは多文化ルームKIBOU責任者。

### 下地ローレンス吉孝さん

カリフォルニア大学バークレー校 客員研究員 社会学・国際社会学

著書『「混血」と「日本人」ーハーフ・ダブル・ミックスの社会史』（青土社、2018年）、『「ハーフ」ってなんだろう？ あなたと考えたいイメージと現実』（平凡社、2021年）。「ハーフ」や海外ルーツの人々の情報共有サイト「HAFU TALK」を共同運営。

### 奥村安寿子さん

広島大学人間社会科学研究科日本語教育学プログラム 准教授 博士（教育学）、公認心理師

中学～高校時代をアメリカで過ごした経験から、言語の認知と発達に興味を持ち、基礎と臨床の両面から研究を進めている。2023年4月より現職。教育相談、心理アセスメント、学習指導などの実践も多く手がけ、2016年からは多言語環境で育つ子どもの発達・教育に関するメール相談（BM子ども相談室、相談員）に携わっている。

[お申込・イベント詳細](#)

## ■主催者紹介

NPO法人メタノイア

「世界につながる子どもと社会をつなぐ」をミッションに掲げ、外国にルーツをもつ子どもの教育・保育を専門に行うNPOです。これまで東京都足立区での日本語教室およびプレスクールの運営、埼玉県川口市でのクルド人向けの日本語教室・ウクライナ難民伴走支援等を行っています。

## ■ご注意事項

当研修にお申し込みいただいた方には、後日メタノイアよりメールニュース等をお送りいたします。

配信が不要な方は、初回の配信メールより配信解除の設定をしていただくか、当該のメールにご返信をお願いいたします。<[プライバシーポリシー](#)>

当研修は2023年度 独立行政法人福祉医療機構 社会福祉振興助成事業の助成により実施しております。

[お申込・イベント詳細](#)

 Share

 Tweet

[← 前の投稿](#)

## RELATED POSTS



**NPO法人メタノイア** 設立

[お知らせ](#)・[講演](#)・[メディア](#)



順天高校（東京都）で「外国にル

# 法人推進委員会サポートチーム

## A. 目的別サポートチーム

2022.3.28 第6回法人推進委員会で決定

チーム1	説明・教宣	○深尾、大久保
チーム2	サポート体制	○大澤和、車塚、若木
チーム3	一社概要	○宮内、辻
チーム4	一社運営マニュアル作成	○板村

## B. エリア別サポートチーム

2023.10.19 第4回法人推進委員会で決定

サポート（事務局、ユース事業、外国人 の親をもつ子ども支援）	○山本、小林
チームA 北海道部、北東部、関東東部	○大久保、大澤和、車塚 衣笠、鈴木
チームB 東新部、あずさ部	○板村、深尾、大澤篤、藤原
チームC 湘南・沖縄部、富士山部	○若木、辻、齋藤、宮内、栗本